

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号

所得税更正処分取消等、源泉所得税納税告知処分取消等請求控訴事件

国側当事者・国(渋谷税務署長・本郷税務署長)

平成20年9月10日棄却・上告

判 示 事 項

- (1) 本件においては、控訴人会社に対してされた各当初処分に対する不服申立手続によって、これを一部減額訂正したことに伴い追加的になされた各追加処分についても、実質上審理判断がされており、再度、各追加処分について不服申立てを行っても、異なる判断がされることは、課税庁の合理的な判断としては考え難い場合には、各追加処分につき不服申立てを経ないで訴訟を提起したことには、国税通則法115条1項3号(不服申立ての前置等)にいう「正当な理由」があり、不適法であるとはいえないとされた事例(原審判決引用)
- (2) 控訴人会社が、ロンドンで発行した他社株償還特約・劣後特約付社債(「EB債」)に係る取引は、控訴人会社が具体的な用途がないのに納税者家族らから資金調達をして欠損金を発生・蓄積させて、株式の売却益への課税を免れるべく行われたものであり、これに伴って生じる納税者家族の利益を隠ぺいするため、納税者丁が実質支配する海外のSPC、リミテッドパートナーシップ、ユニットトラスト等を複雑に組み合わせた海外投資スキームを作出・実行して、控訴人会社が納税者家族らとは無関係の独立した購入者に利息を支払ったかのような外形を整えたものであると認められるから、EB債のうち納税者家族らの資金により取得されたことが明らかな、リミテッドパートナーシップ、ユニットトラストが名義上の購入者となったものについては、控訴人会社から納税者丁が実質支配する名義上の投資家に利息が支払われたときに、納税者家族らの所得として帰属したというべきであるとされた事例(原審判決引用)
- (3) EB債の名義上の投資家であるリミテッドパートナーシップ等の法人格は否認されないとする控訴人会社及び納税者家族らの主張が、EB債取引は、納税者家族らがこれらの名義を借用したものであって、所得税法は、法律上収益が帰属するとみられる者が単なる名義人であってその収益を享受せず、他の者が収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する者に帰属するとして所得税法を適用するとしているのであるから(所得税法12条(実質所得者課税の原則))、EB債の名義上の投資家の法人格を否認すべきか否かはそもそも問題とならないとして排斥された事例(原審判決引用)
- (4) 名義上の投資家の預金口座に入金された金員が納税者家族の所得として帰属することはないとの控訴人会社及び納税者家族らの主張が、本件においては納税者家族らは、名義上の購入者の預金口座をも含めて、これらの名義を借用したものと認められるから、EB債1の利息が同口座に入金されることにより納税者家族の所得として帰属するというべきであるとして排斥された事例(原審判決引用)
- (5) EB債の真の投資家は納税者家族らであり、経済的にみればEB債取引の実態が、納税者家族の控訴人会社に対する融資と、これに対する原告会社の利息の支払であって、ことさら金利を嵩上げするためにEB債の形式が用いられたことから、納税者家族らの所得のうち、取引の実態に即した適正利率の範囲部分については利子所得となるものの、これを超える部分については、控訴人会社の役員としての納税者家族に対する利益供与として給与所得に該当するとされた事例(原審判決引用)

- (6) E B債取引は取引当事者が同一の経済主体であることなどの実体を勘案すると、E B債発行当時の銀行間の米ドル建て5年ものスワップレート（6.005パーセント及び6.095パーセント）を基礎として、スプレッドとして1.9パーセント（控訴人会社の信用スプレッド1.4パーセント及び長短スプレッド0.5パーセント）を上乗せした率が適正利率であるとされた事例（原審判決引用）
- (7) 納税者家族らに帰属する所得は、E B債取引に介在する各法主体の全投資活動による損益を各期末に通算したものを基礎として計算した金額が上限であるとの控訴人会社及び納税者家族らの主張が、E B債取引の実体は、E B債取引に介在したS P C等が納税者家族に名義貸しをしたものであって、これらのS P C等がE B債取引以外の投資活動をしていたとしても、それは本件におけるE B債取引による収益の帰属とは無関係であるというべきであるから、損益通算をすべき理由はないとして排斥された事例（原審判決引用）
- (8) 控訴人会社がルクセンブルクで発行した他社株償還特約付社債に係る取引は、真実の購入者は納税者らであり、同取引に介在するユニットトラスト及び訴外会社はいずれも名義を貸しただけのものと認められるから、所得税法12条（実質所得者課税の原則）により、控訴人会社から納税者丁が実質支配する名義上の投資家に利息が支払われたときに、納税者乙及び丁の所得として帰属し、社債の利子として利子所得に該当するとされた事例（原審判決引用）
- (9) 訴外会社が外国会社P社から融資を受けた本件ローン取引の実体は、納税者の兄弟と訴外会社との融資取引を、実体のない外国法人等を介在させることによって海外の投資家と訴外会社との間の融資契約であるかのように装い、訴外会社が利息として支払う金員の一部を、受け取るべき合理的理由のない納税者らに供与することを企図したものであったと認められ、本件ローン取引に介在するA社らは納税者甲、丙に名義貸しをしたものにほかならず、本件ローン取引に介在するユニットトラストも委託者である納税者甲、丙からの独立性を有する存在ではないというべきであるから、訴外会社ないし同社と合併した後に控訴人会社から支払われた利息相当額のうちの一部は、納税者甲及び丙に対する利益供与であり、所得税法12条（実質所得者課税の原則）により、訴外会社ないし控訴人会社からP社に対して支出されたあるいは支出されるべき時点において、納税者甲及び丙に帰属し、訴外会社から贈与により継続的に支払いを受けたものとして雑所得に該当し、原告会社が支払った金員は納税者乙及び丙への給与等の支払いとして源泉徴収義務が生ずるとされた事例（原審判決引用）
- (10) Q社を営業者、R社を匿名組合員とする本件匿名組合契約の真の出資者は納税者丁であり、これを隠ぺいするためにJ社を設立して名義を借用したものと認められるので、所得税法12条（実質所得者課税の原則）により、Q社がR社に利益を分配した時点で、その利益はすべて納税者丁に帰属し、匿名組合の営業目的が不動産賃貸業であるから不動産所得に該当するとされた事例（原審判決引用）
- (11) 控訴人会社が、納税者丁の所有する株式投資信託を、償還日直前に基準価格に基づいた価格で購入した取引は、控訴人会社が同社の代表者であり同社を実質支配している納税者丁が償還差益に対する課税を免れるのに協力するため、損失を受けることが明らかな取引に応じたものであり、通常の経済活動を行う者の行為としては説明し得ない、不自然、不合理なものであったといわざるを得ないから、控訴人会社が、納税者丁からSファンドを上記価格で買い取ったのは、本来、所得税及び地方税相当額である償還差益の20パーセント相当額を控除して算出されるべき通常の対価に、償還差益の20パーセント相当額を上乗せしたことで、納税者丁に対して、その額の利益供与をしたものであり、この利益供与は役員賞与として納税者丁の給与所得に該当するとされた事例（原審判決引用）
- (12) 法人税法132条（同族会社等の行為又は計算の否認）及び所得税法157条（同族会社等の行

為又は計算の否認等)の合憲性(原審判決引用)

- (13) 本件ファンド取引は、当時広く行われていた適法な節税行為であるとの納税者家族らの主張が、当時、本件ファンドを償還日前に証券会社に譲渡した場合には、値上がり益に対する所得税15パーセント及び地方税5パーセントに相当するものとして、受益者が買取請求した日における値上がり益の20パーセントを特別控除額として控除されていたところであり、証券会社以外の第三者に本件ファンドを譲渡する場合であっても、譲渡を受けた第三者が本件ファンドの償還を受ける際に値上がり益の20パーセントを源泉徴収されることを考慮せずに譲渡代金が定められることが一般的であったとは考え難いが、本件ファンド取引は、控訴人会社が償還を受ける際に値上がり益の20パーセントを源泉徴収されることを考慮せずに、納税者丁が控訴人会社に対し譲渡当時の基準価格そのままの代金で本件ファンドを譲渡したものであって、このような代金で本件ファンドの譲渡が当時広く行われていたとは認めることができないとして排斥された事例
- (14) 結婚披露宴は、一般に個人の私的行事であることが明らかな結婚式に引き続いて行われるなど、これに付随するものであり、婚姻当事者が結婚の事実を双方の親族や親しい関係者に知らせて、これらの者から祝福を受け、今後の親交を願うため行われる行事であって、婚姻当事者の私的な社会的行事であると解すべきであるから、控訴人会社が負担した納税者甲の結婚披露宴関連費用は、控訴人会社から納税者甲に対する役員賞与に当たるとされた事例(原審判決引用)
- (15) 納税者丁は、海外のSPC等を利用したスキームを実行して真実の法律関係と異なる外形を作出し、真実の法律関係を隠ぺいした上、その隠ぺいしたところに従って、納税者家族らに帰属する所得を意図的に申告しなかったものといえるから、重加算税の賦課要件を満たすことは明らかであり、納税者甲、納税者乙及び納税者丙は納税者丁の妻及び子であり、いずれも控訴人会社の取締役であるから、納税者丁の行為を認識し、又は容易に認識し得たというべきであるし、現実には、控訴人会社の取締役としてEB債の発行を決議し、EB債1取引に介在した海外のパートナーシップ契約の締結に携わっていたにもかかわらず、自らの確定申告に関して過少申告を防止することもしていないことから、仮に納税者丁のした隠ぺい行為の全部に関与していなかったとしても、納税者丁の隠ぺい行為は納税者甲、納税者乙及び納税者丙の行為と評価でき、また、控訴人会社は、源泉徴収義務を負うにもかかわらず、納税者丁の指示のもと、真実の法律関係と異なる外形を作出してこれを隠ぺいし、納付を免れたものであるから、重加算税の賦課要件を満たすことは明らかであるとされた事例(原審判決引用)
- (16) 課税庁が行った各更正処分に手続的違法があるとの控訴人会社及び納税者家族の主張が、上記各更正処分は所得税法234条1項(当該職員の質問検査権)及び国税通則法27条(国税庁又は国税局の職員の調査に基づく更正又は決定)に反せず、手続上の違法があつたとはうかがえないとして排斥された事例(原審判決引用)
- (17) EB債1取引、EB債2取引及び本件ローン取引の各利息及び匿名組合取引における匿名組合分配金はいずれも入金先の銀行口座の名義人に帰属し、納税者丁の家族に帰属するものではないとの納税者家族らの主張が、EB債1取引、EB債2取引、本件ローン及び匿名組合取引の実体は、納税者丁が、課税を免れるため、納税者丁又はその家族が実質的に支配して意のままになる多数の海外法人等を介在させた上、EB債取引、本件ローンによる融資及び本件匿名組合取引の外形を作り出したものであって、EB債1取引、EB債2取引及び本件ローンの利息並びに匿名組合取引における匿名組合分配金の入金先はいずれも納税者丁又はその家族の名義人にすぎず、納税者丁又はその家族がその収益を享受しているものと認めることができるとして排斥された事例
- (18) EB債の購入者である海外信託はいずれも投資信託であるから、所得税法13条1項ただし書

(信託財産に係る収入及び支出の帰属)により、その収入は受益者である納税者丁の家族には帰属しない旨、及び課税に当たってはE B債1取引、E B債2取引、本件ローン及び匿名組合取引に関与した各海外法人等の損益を通算すべきである旨の納税者家族らの主張が、これらの取引の実態からすると、これらの取引に関与した各海外法人及び投資信託は名義人にすぎず、これらの取引による収益は直接納税者丁の家族に帰属するものであるから、同項ただし書が適用される余地はなく、各海外法人等の損益を通算すべきものではないとして排斥された事例

(19) E B債1の年21.25パーセントの利息は全額利子所得に当たり納税者丁の家族に対する役員報酬に該当しないと納税者家族らの主張が、E B債1取引の実態は納税者丁の家族の控訴人会社に対する融資であり、年21.25パーセントの利率が通常の融資における適正利率を上回ることから、適正利率を超過する部分は控訴人会社の納税者丁の家族に対する役員報酬に当たるものというべきであるとして排斥された事例

(20) 本件ローンの利率年11パーセントは適正利率であり、そうでないとしても年8.4095パーセントが適正利率であるから、控訴人会社の支払利息又はそのうち年8.4095パーセントの割合による部分は、控訴人会社の損金に算入されるべきとの納税者家族らの主張が、本件ローンの実体からすると、控訴人会社の利息名目の支出のうち年7.58パーセントに相当する部分は納税者甲及び丙に対する利益供与であり、また、同日の時点では納税者の兄弟が控訴人会社からの利息の受け皿となっていた海外投資信託の受益権を控訴人会社に譲渡していたから、年3.2パーセントに相当する部分は、控訴人会社に還流しており、納税者の兄弟に対する利息ではないため、控訴人会社の上記名目的な支払利息を控訴人会社の損金と認めることはできないとして排斥された事例

(21) 本件各加重加算税賦課決定処分は違法であるとの納税者家族らの主張が、納税者家族らのE B債1取引、E B債2取引、本件ローン及び匿名組合取引については、真実の法律関係が明らかなることを回避するため、多数の名義人を介在させて形式的な取引の外形を作り出したものであるから、納税者家族らは、「国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装」したものであるとして排斥された事例

判 決 要 旨

(1)～(11) 省略

(12) 法人税法132条(同族会社等の行為又は計算の否認)は、同族関係によって会社経営の支配権が確立されている同族会社においては、法人税の負担を不当に減少させる目的で、非同族会社では容易になし得ないような行為計算をするおそれがあるので、同族会社と非同族会社との課税負担の公平を期するために、同族会社であるがゆえに容易に選択することのできた純経済人として不合理な租税負担を免れるような行為計算を否認し、同じ経済的効果を発生するために通常採用されるであるところの行為計算に従ってその課税標準を計算し得る権限を徴税機関に認めたものであって、同族会社に対してのみこのような行為計算の否認の規定を設けたことについては十分な合理性があるというべきであって、立法目的は正当であり、その区別の態様も、その目的との関連で不合理であるとはいえず、所得税法157条(同族会社等の行為又は計算の否認等)についても同様であるから、これらの規定はいずれも憲法14条1項(法の下での平等)に違反するものとはいえない。

(13)～(21) 省略

(第一審・東京地方裁判所 平成●●年(○○)第●●～●●号、平成19年12月19日判決、本資料257号-241・順号10850)

判 決

控 訴 人 甲
控 訴 人 乙
控 訴 人 丙
控 訴 人 丁
控 訴 人 株式会社A
同代表者代表取締役 乙
控訴人ら訴訟代理人弁護士 升永 英俊
同 荒井 裕樹
被控訴人 国
同代表者法務大臣 保岡 興治
処分行政庁 渋谷税務署長
内田 景俊
処分行政庁 本郷税務署長
西野 克一
同指定代理人 江藤 純子
同 沼田 渉
同 大日方 正枝
同 米坂 敬三
同 引地 俊二
同 石井 正

主 文

本件控訴をいずれも棄却する。
控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 控訴人甲（以下「控訴人甲」という。）
 - (1) 渋谷税務署長が平成15年3月14日付けで控訴人甲に対してした平成10年分の所得税の更正処分のうち、利子所得額0円、給与所得額1404万0682円、納付すべき税額マイナス5万6959円をそれぞれ超える部分及びこれに伴う重加算税賦課決定処分をそれぞれ取り消す。
 - (2) 渋谷税務署長が平成15年3月14日付けで控訴人甲に対してした平成11年分の所得税の更正処分のうち、利子所得額0円、給与所得額3444万4889円、納付すべき税額マイナス9889円をそれぞれ超える部分（ただし、同税務署長が平成15年11月26日付けで同控訴人に対してした減額更正処分後のもの）及びこれに伴う重加算税賦課決定処分（ただし、同税務署長が同日付けで同控訴人に対してした変更決定処分後のもの）をそれぞれ取り消す。

(3) 渋谷税務署長が平成15年3月14日付けで控訴人甲に対してした平成13年分の所得税の決定処分（ただし、同税務署長が平成15年11月26日付けで同控訴人に対してした減額更正処分後のもの）及びこれに伴う重加算税賦課決定処分（ただし、同税務署長が同日付けで同控訴人に対してした変更決定処分後のもの）をそれぞれ取り消す。

3 控訴人乙（以下「控訴人乙」という。）

(1) 渋谷税務署長が平成15年3月14日付けで控訴人乙に対してした平成10年分の所得税の更正処分のうち、利子所得額0円、給与所得額4215万2607円、納付すべき税額マイナス34万5966円をそれぞれ超える部分及びこれに伴う重加算税賦課決定処分をそれぞれ取り消す。

(2) 渋谷税務署長が平成15年3月14日付けで控訴人乙に対してした平成11年分の所得税の更正処分のうち、利子所得額0円、給与所得額5805万3461円、納付すべき税額マイナス726万3154円をそれぞれ超える部分及びこれに伴う重加算税賦課決定処分（ただし、同税務署長が平成15年9月3日付けで同控訴人に対してした変更決定処分後のもの）をそれぞれ取り消す。

(3) 渋谷税務署長が平成15年3月14日付けで控訴人乙に対してした平成12年分の所得税の更正処分のうち、利子所得額0円、給与所得額5530万円、納付すべき税額マイナス137万3400円をそれぞれ超える部分（ただし、同税務署長が平成15年9月3日付けで同控訴人に対してした減額更正処分後のもの）及びこれに伴う重加算税賦課決定処分（ただし、同税務署長が同日付けで同控訴人に対してした変更決定処分後のもの）をそれぞれ取り消す。

(4) 渋谷税務署長が平成15年3月14日付けで控訴人乙に対してした平成13年分の所得税の更正処分のうち、利子所得額0円、給与所得額5530万円、納付すべき税額マイナス123万6500円をそれぞれ超える部分（ただし、同税務署長が平成15年9月3日付けで同控訴人に対してした減額更正処分後のもの）及びこれに伴う重加算税賦課決定処分（ただし、同税務署長が同日付けで同控訴人に対してした変更決定処分後のもの）をそれぞれ取り消す。

(5) 渋谷税務署長が平成15年9月3日付けで控訴人乙に対してした平成14年分の更正処分のうち、利子所得額0円、給与所得額7905万円、納付すべき税額マイナス170万0110円をそれぞれ超える部分及びこれに伴う重加算税賦課決定処分をそれぞれ取り消す。

4 控訴人丙（以下「控訴人丙」という。）

(1) 渋谷税務署長が平成15年3月14日付けで控訴人丙に対してした平成10年分の所得税の更正処分のうち、利子所得額0円、給与所得額1561万7083円、納付すべき税額マイナス11万7097円をそれぞれ超える部分及びこれに伴う重加算税賦課決定処分（ただし、同税務署長が平成15年10月28日付けで同控訴人に対してした変更決定処分後のもの）をそれぞれ取り消す。

(2) 渋谷税務署長が平成15年3月14日付けで控訴人丙に対してした平成11年分の所得税の更正処分のうち、利子所得額0円、給与所得額476万9267円、納付すべき税額マイナス24万9000円をそれぞれ超える部分並びにこれに伴う重加

算税及び過少申告加算税の各賦課決定処分をそれぞれ取り消す。

- (3) 渋谷税務署長が平成15年3月14日付けで控訴人丙に対してした平成12年分の所得税の決定処分及びこれに伴う重加算税賦課決定処分をそれぞれ取り消す。
- (4) 渋谷税務署長が平成15年3月14日付けで控訴人丙に対してした平成13年分の所得税の更正処分のうち、給与所得額1274万円、雑所得額0円、納付すべき税額マイナス12万9900円をそれぞれ超える部分（ただし、同税務署長が平成15年11月26日付けで同控訴人に対してした減額更正処分後のもの）並びにこれに伴う重加算税及び無申告加算税の各賦課決定処分をそれぞれ取り消す。

5 控訴人丁（以下「控訴人丁」という。）

- (1) 渋谷税務署長が平成15年3月14日付けで控訴人丁に対してした平成10年分の所得税の更正処分のうち、利子所得額77万8084円、給与所得額8421万1510円、納付すべき税額マイナス3105万8013円をそれぞれ超える部分及びこれに伴う重加算税賦課決定処分をそれぞれ取り消す。
- (2) 渋谷税務署長が平成15年3月14日付けで控訴人丁に対してした平成11年分の所得税の更正処分のうち、利子所得額0円、給与所得額2億0321万8553円、納付すべき税額マイナス7564万0753円をそれぞれ超える部分及びこれに伴う重加算税賦課決定処分（ただし、同税務署長が平成15年9月3日付けで同控訴人に対してした変更決定処分後のもの）をそれぞれ取り消す。
- (3) 渋谷税務署長が平成15年3月14日付けで控訴人丁に対してした平成12年分の所得税の更正処分のうち、利子所得額0円、給与所得額1億6930万円、納付すべき税額マイナス5072万6624円をそれぞれ超える部分（ただし、同税務署長が平成15年9月3日付けで同控訴人に対してした減額更正処分後のもの）並びにこれに伴う重加算税及び過少申告加算税の各賦課決定処分（ただし、同税務署長が同日付けで同控訴人に対してした変更決定処分後のもの）をそれぞれ取り消す。
- (4) 渋谷税務署長が平成15年3月14日付けで控訴人丁に対してした平成13年分の所得税の更正処分のうち、不動産所得額マイナス8247万2324円、利子所得額0円、給与所得額1億6930万円、納付すべき税額マイナス2970万2528円をそれぞれ超える部分（ただし、同税務署長が平成15年9月3日付けで同控訴人に対してした減額更正処分後のもの）及びこれに伴う重加算税賦課決定処分（ただし、同税務署長が同日付けで同控訴人に対してした変更決定処分後のもの）をそれぞれ取り消す。

- (5) 渋谷税務署長が平成15年9月3日付けで控訴人丁に対してした平成14年分の所得税の更正処分のうち、不動産所得額マイナス4345万1268円、利子所得額0円、給与所得額1億9305万円、納付すべき税額マイナス1485万0376円をそれぞれ超える部分及びこれに伴う重加算税賦課決定処分をそれぞれ取り消す。

6 控訴人株式会社A（以下「控訴人A社」という。）

- (1) 本郷税務署長が平成15年3月14日付けで控訴人A社に対してした平成10年1月から同年6月までの期間分の納税告知処分並びに重加算税及び不納付加算税の各賦課決定処分をそれぞれ取り消す。
- (2) 本郷税務署長が平成15年3月14日付けで控訴人A社に対してした平成10年

7月から同年12月までの期間分の納税告知処分並びに重加算税及び不納付加算税の各賦課決定処分をそれぞれ取り消す。

- (3) 本郷税務署長が平成15年3月14日付けで控訴人A社に対してした平成11年1月から同年6月までの期間分の納税告知処分並びに重加算税及び不納付加算税の各賦課決定処分をそれぞれ取り消す。
- (4) 本郷税務署長が平成15年11月26日付けで控訴人A社に対してした平成11年7月から同年12月までの期間分の納税告知処分並びに重加算税及び不納付加算税の各賦課決定処分（ただし、同税務署長が同日付けで同控訴人に対してした同期間分の減額納税告知処分後並びに重加算税及び不納付加算税の各変更決定処分後のもの）をそれぞれ取り消す。
- (5) 本郷税務署長が平成15年11月26日付けで控訴人A社に対してした平成12年1月から同年6月までの期間分の納税告知処分並びに重加算税及び不納付加算税の各賦課決定処分（ただし、同税務署長が同日付けで同控訴人に対してした同期間分の減額納税告知処分後並びに重加算税及び不納付加算税の各変更決定処分後のもの）をそれぞれ取り消す。
- (6) 本郷税務署長が平成15年11月26日付けで控訴人A社に対してした平成12年7月から同年12月までの期間分の納税告知処分並びに重加算税及び不納付加算税の各賦課決定処分（ただし、同税務署長が同日付けで同控訴人に対してした同期間分の減額納税告知処分後並びに重加算税及び不納付加算税の各変更決定処分後のもの）をそれぞれ取り消す。
- (7) 本郷税務署長が平成15年11月26日付けで控訴人A社に対してした平成13年1月から同年6月までの期間分の納税告知処分並びに重加算税及び不納付加算税の各賦課決定処分（ただし、同税務署長が同日付けで同控訴人に対してした同期間分の減額納税告知処分後並びに重加算税及び不納付加算税の各変更決定処分後のもの）をそれぞれ取り消す。
- (8) 本郷税務署長が平成15年11月26日付けで控訴人A社に対してした平成13年7月から同年12月までの期間分の納税告知処分並びに重加算税及び不納付加算税の各賦課決定処分をそれぞれ取り消す。
- (9) 本郷税務署長が平成15年3月14日付けで控訴人A社に対してした平成14年1月から同年6月までの期間分の納税告知処分並びに重加算税及び不納付加算税の各賦課決定処分をそれぞれ取り消す。

第2 事案の概要

- 1 本件事案の概要は、次のとおり補正し、後記2のとおり加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の概要」に記載のとおりであるから、これを引用する。
 - (1) 原判決9頁1行目の「公簿公社債等運用投資信託」を「公募公社債等運用投資信託」に改める。
 - (2) 原判決11頁24行目の「2700万ドル」を「2700万米ドル」に改める。
- 2 当審における控訴人らの主張
 - (1) EB債1取引
 - ア 控訴人A社は、EB債1の利息をE及びFの銀行口座に入金し、Eの銀行口座に

入金された利息は、現在、I、j及びJの銀行口座に入金されている。これらの各法主体の銀行口座に入金された利息は、当該銀行口座の名義人に帰属し、丁家族に帰属するものではない。これらの利息は丁家族に流出しておらず、また、丁家族はこれらの銀行口座に入金された利息を各法主体の機関の行為を無視して流用しているわけではなく、当該銀行口座は丁家族の借用口座ではない。

イ F、I及びJはいずれも投資信託であるから、その収入は、所得税法13条1項ただし書により、受益者である丁家族には帰属しない。

ウ 仮にEB債1の利息が丁家族に帰属するとしても、EB債1の利率21.25%は経済的合理性のある適正利率であるから、当該利息は、全額が利子所得に当たり、その一部が丁家族に対する役員報酬に該当するものではない。

エ EB債1の利息は上記アの各法主体が受領したものであるから、仮にこのことにより丁家族に直接課税されるとしても、各法主体の各期の損益を通算した期間損益が課税の対象となり、EB債1の受取利息だけを取り出して課税することはできない。

(2) EB債2取引

ア 控訴人A社は、EB債2の利息をI及びKの銀行口座に入金した。これらの各法主体の銀行口座に入金された利息は、当該銀行口座の名義人に帰属し、控訴人丁及び控訴人乙に帰属するものではない。これらの利息は同控訴人らに流出しておらず、また、同控訴人らはこれらの銀行口座に入金された利息を各法主体の機関の行為を無視して流用しているわけではなく、当該銀行口座は同控訴人らの借用口座ではない。

イ Iは投資信託であるから、その収入は、所得税法13条1項ただし書により、受益者である同控訴人らには帰属しない。

ウ EB債2の利息は上記アの各法主体が受領したものであるから、仮にこのことにより同控訴人らに直接課税されるとしても、各法主体の各期の損益を通算した期間損益が課税の対象となり、EB債2の受取利息だけを取り出して課税することはできない。

(3) Pローン

ア Oは、Pローンの利息をPの銀行口座に入金した。この利息は、当該銀行口座の名義人であるPに帰属し、控訴人丙及び控訴人甲に帰属するものではない。

イ Yは投資信託であるから、その収入は、所得税法13条1項ただし書により、受益者である同控訴人らには帰属しない。

ウ 仮に同控訴人らに直接課税されるとしても、Pローンに係る各法主体（P、W、X及びY）の各期の損益を通算した期間損益が課税の対象となり、Pローンの受取利息だけを取り出して課税することはできない。

エ Pローンの利率11%は適正利率であるから、Pローンに係る支払利息は、全額が控訴人A社の損金に算入されるべきである。仮に11%が適正利率でないとしても、Pローンの担保であるL等がいわゆる担保割れしていること等を考慮すれば、適正利率は8.4095%であるから、この限度での支払利息は、控訴人A社の損金に算入されるべきである。

(4) 匿名組合取引

ア Q社は、匿名組合分配金をR社の銀行口座に入金した。この分配金は、当該銀行口座の名義人であるR社に帰属し、控訴人丁に帰属するものではない。

イ Jは投資信託であるから、その収入は、所得税法13条1項ただし書により、受益者である控訴人丁には帰属しない。

ウ 仮に控訴人丁に直接課税されるとしても、匿名組合取引に係る各法主体（R社及びJ）の各期の損益を通算した期間損益が課税の対象となり、匿名組合取引による収益だけを取り出して課税することはできない。

(5) S取引

投資信託の満期前買取行為は、広く行われていた適法な節税行為であるから、S取引を否認することはできない。

(6) 結婚披露宴関連費用

控訴人甲の結婚披露宴関連費用の一部は、結婚披露宴の出席者の多数が控訴人A社の取引関係者であったこと等に照らせば、控訴人A社の交際費に該当する。

(7) 重加算税賦課決定

E B債1取引、E B債2取引、Pローン及び匿名組合取引は、いずれも控訴人らが経理処理したとおりの内容であり、また、控訴人らには「国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装」するとの故意はなかった。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人乙の本件訴えのうち、渋谷税務署長が平成15年3月14日付けで同控訴人に対してした平成11年分の所得税の更正処分のうち納付すべき税額1936万0300円を超える部分及びこれに伴う重加算税賦課決定処分（ただし、同税務署長が平成15年9月3日付けで同控訴人に対してした変更決定処分後のもの）の各取消しを求める部分は不適法であり、同控訴人のその余の本件請求及びその余の控訴人らの本件請求はいずれも理由がないものと判断する。

【判示(1) ~ (12)】 その理由は、次のとおり補正し、後記2のとおり加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中「第3 争点に対する判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

・ (14) (1) 原判決41頁25行目及び42頁3行目の各「h」を「E」に改める。

~ (16) (2) 原判決54頁12行目から13行目にかけての「購入資金の調達」を「貸貸業等」に改める。

【判示(13)】 (3) 原判決57頁末行から58頁1行目にかけての「単に当時広く行われていたことから適法な行為であるとはいえないことは明らかであって」を「当時、Sを償還日前に証券会社に譲渡した場合には、値上がり益に対する所得税15%及び地方税5%に相当するものとして、受益者が買取請求した日における値上がり益の20%を特別控除額として控除されていた（甲55、乙276、288）ところであり、証券会社以外の第三者にSを譲渡する場合であっても、譲渡を受けた第三者がSの償還を受ける際に値上がり益の20%を源泉徴収されることを考慮せずに譲渡代金が定められることが一般的であったとは考え難い。しかし、本件のS取引は、控訴人A社が償還を受ける際に値上がり益の20%を源泉徴収されることを考慮せずに、控訴人丁が控訴

人A社に対し譲渡当時の基準価格そのままの代金でSを譲渡したものであって、このような代金でのSの譲渡が当時広く行われていたとは認めることができない。したがって」に改める。

- (4) 原判決59頁4行目末尾に「なお、控訴人甲の結婚式及び結婚披露宴を企画運営した業者の請求書(甲107の1・2)は控訴人丁個人あてに交付されており、控訴人甲の結婚披露宴が控訴人A社の主催により執り行われたとの事実を認めるに足りる証拠はない。」を加える。

2 当審における控訴人らの主張について

- (1) 控訴人らは、当審においても、EB債1、EB債2及びPローンの各利息並びに匿名組合取引における匿名組合分配金はいずれも入金先の銀行口座の名義人に帰属し、丁家族に帰属するものではないと主張する。しかし、先に引用の原判決の理由説示のとおり、これらの各取引の実体は、次のとおりであったと認めすることができる。

ア EB債1取引

控訴人丁は、控訴人A社が保有するBの株式を譲渡した場合に多額の譲渡益が発生することを懸念し、あらかじめ控訴人A社に欠損を発生させてこれを蓄積することにより、Bの株式を譲渡した場合における譲渡所得課税を回避し、控訴人A社に欠損を発生させるために同控訴人から流出する金銭は、控訴人丁又は丁家族が実質的に支配する海外法人等に留保して、その支配下に置くことを計画した。そして、控訴人丁は、控訴人A社ができるだけ利率を高く設定したEB債1を発行することとして、その名義上の購入者となるE、F等を設立し、また、丁家族とEB債1取引との関係が明らかにならないよう、これらの海外法人等と丁家族との間に別の海外法人等(U、I、J、V、j)を介在させた上、平成10年2月27日及び同年3月6日、丁家族の資金により、E、F等が名義人となって、控訴人A社が発行したEB債1を購入した。その後、控訴人A社は、E、F等の銀行口座にEB債1の利息を入金した。E、F、U、I、J、V及びjは、いずれも控訴人丁又は丁家族が実質的に支配する名義人にすぎなかった。

イ EB債2取引

控訴人A社が平成12年9月5日に発行したEB債2の購入者であるI(受益者は控訴人丁及び控訴人乙)は上記アのとおり丁家族が実質的に支配する名義人にすぎず、同月22日に発行したEB債2の購入者であるK(控訴人丁が受益者であるJの子会社)も丁家族が実質的に支配する名義人にすぎず、また、EB債2の購入資金は、Eの銀行口座に入金されたEB債1の中途償還金の一部が控訴人A社からU等を経由して、I及びKに移動したものである。

ウ Pローン

控訴人A社は、平成11年11月2日付けで、OにL等を20億円余で売却して、23億円余の譲渡損を計上した。Oは、平成12年1月31日、Pから25億円を利率年11%で借り入れたが、Pローンの実体は、甲4兄弟がOに利率年3.2%で25億円を融資し、両者の間に控訴人丁が実質的に支配する海外法人等(P、W、X、Y)を介在させることにより、当初はOが、控訴人A社がOを吸収合併した後は同控訴人がPローンの利息の名目で年11%の割合による金銭を支出し、甲4兄

弟に対する利息分等を控除した年7.58%の割合による金額に相当する利益を控訴人丙及び控訴人甲に供与したものである。

エ 匿名組合取引

Q社は、平成13年3月27日OからL等を購入し、翌28日、R社を出資者として同不動産等の賃貸営業に係る匿名組合契約を締結した。Q社及びR社も控訴人丁が実質的に支配するものであり、R社の出資金（Q社のL等の購入資金に充てられた。）は、控訴人A社がEB債1の中途償還金としてEの銀行口座に入金した金銭の一部がU、Jを経由してR社に移動したものである。その後、Q社がR社の銀行口座に匿名組合契約に係る分配金を入金した。このような匿名組合取引は控訴人丁が計画したものであり、R社は上記のとおり控訴人丁が実質的に支配する名義人にすぎなかった。

【判示(17)】 (2) EB債1取引、EB債2取引、Pローン及び匿名組合取引の実体は以上のとおりであって、控訴人丁が、課税を免れるため、自己又は丁家族が実質的に支配して意のままになる多数の海外法人等を介在させた上、EB債取引、Pによる融資及び匿名組合取引の外形を作り出したものであって、EB債1、EB債2及びPローンの利息並びに匿名組合契約に係る分配金の入金先はいずれも控訴人丁又は丁家族の名義人にすぎず、同控訴人又は丁家族がその収益を享受しているものと認めることができる。これらの利息及び分配金が丁家族のいずれの名義の銀行口座にも入金されていないことは、実際の入金先が同控訴人又は丁家族に実質的に支配されている名義人にすぎないことに照らして、上記認定を左右するものではない。

【判示(18)】 (3) 控訴人らは、F、I、J及びYはいずれも投資信託であるから、所得税法13条1項ただし書により、その収入は受益者である丁家族には帰属しない旨、及び課税に当たってはEB債1取引、EB債2取引、Pローン及び匿名組合取引に関与した各海外法人等の損益を通算すべきである旨を主張するが、EB債1取引、EB債2取引、Pローン及び匿名組合取引の実体は上記のとおりであり、これらの取引に関与した各海外法人及び投資信託は名義人にすぎず、これらの取引による収益は直接丁家族に帰属するものであるから、同項ただし書が適用される余地はなく、各海外法人等の損益

【判示(19)】 を通算すべきものでもない。また、控訴人らは、EB債1の年21.25%の利息は全額利子所得に当たり丁家族に対する役員報酬に該当しない旨主張するが、EB債1取引の実体は丁家族の控訴人A社に対する融資であり、年21.25%の利率が通常の融資における適正利率を上回することは明らかであるから、適正利率を超過する部分は控訴人A社の丁家族に対する役員報酬に当たるものというべきである。控訴人らの上記主張は、いずれも採用することができない。

【判示(20)】 控訴人らは、Pローンの利率年11%は適正利率であり、そうでないとしても年8.4095%が適正利率であるから、控訴人A社の支払利息又はそのうち年8.4095%の割合による部分は、同控訴人の損金に算入されるべきであると主張する。しかし、Pローンの実体は上記(1)ウのとおりであって、平成14年1月24日の控訴人A社の利息名目の支出のうち年7.58%に相当する部分は控訴人丙及び控訴人甲に対する利益供与であり、また、同日の時点では甲4兄弟が控訴人A社からの利息の受け皿となっていたaの受益権を同控訴人に譲渡していたから、年3.2%に相当する

部分は、同控訴人に環流しており、甲4兄弟に対する利息ではない。したがって、同控訴人の上記名目的な支払利息を同控訴人の損金と認めることはできない。

【判示(21)】 (4) 控訴人らは各重加算税賦課決定処分が違法である旨主張するが、控訴人らがEB債1取引、EB債2取引、Pローン及び匿名組合取引について、真実の法律関係が明らかになることを回避するため、多数の名義人を介在させて形式的な取引の外形を作り出したことは、上來說示のとおりである。したがって、控訴人らは、「国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装」したものというべきである。

3 以上によれば、控訴人乙の本件訴えのうち、渋谷税務署長が平成15年3月14日付けで同控訴人に対してした平成11年分の所得税の更正処分のうち納付すべき税額1936万0300円を超える部分及びこれに伴う重加算税賦課決定処分（ただし、同税務署長が平成15年9月3日付けで同控訴人に対してした変更決定処分後のもの）の各取消しを求める部分は不適法であるから却下すべきであり、同控訴人のその余の本件請求及びその余の控訴人らの本件請求はいずれも理由がないから棄却すべきであって、これと同旨の原判決は相当である。

よって、本件控訴はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第22民事部

裁判長裁判官 石川 善則

裁判官 菊池 洋一

裁判官 徳増 誠一